＜ 運 営 規 程 ＞

社会福祉法人 青森令和会
グループホーム きらら高田

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人青森令和会 グループホームきらら高田（以下「事業所」という）が行なう、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定短期利用共同生活介護・指定介護予防短期利用共同生活介護（以下、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護という）の事業は、「要介護１～５」及び「要支援２」の者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう利用者の心身状況を踏まえて、適切なサービスを提供する。

４　事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名　称　　グループホーム きらら高田

②所在地　　青森県青森市大字高田字川瀬３３４番地５

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条　この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者　２名（「介護従事者を兼務…２名」）

・ユニット及びユニット従業者の管理、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

②計画作成担当者　８名（「介護従事者を兼務…８名」）

・指定認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すると共に、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

③介護従事者　１７名（常勤「兼務含む」…１５名・非常勤…２名）

・介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

（利用定員）

第５条　この事業所の利用定員は、Ａユニット-９名・Ｂユニット-９名の計１８名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

第６条　要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

※利用者生活活動時間帯 … ６：００ ～ ２０：００

（利用料その他費用）

第７条　指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合の額の支払いを受けるものとする。

２　前項に規定するもののほか、別紙の左欄に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、同表の右欄に定める額を徴収する。

３　その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては、実費について徴収する。

４　月の途中における入退去については、日割り計算とする。

５　前４項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

６　指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

７　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入居に当たっての留意事項）

第８条　入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

①　利用者は、管理者・計画作成担当者・介護従事者らの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

②　利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

③　利用者は、健康に留意するものとする。

④　利用者は、共同生活住居の清潔・整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

２　利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

①　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

②　けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

③　共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

④　指定した場所以外で火気を用いること。

⑤　故意に共同生活住居若しくは、物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

（虐待防止に関する事項）

第９条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（オンラインミーティングツール等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の実施

④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ない場合の身体拘束）

第１０条　事業所は、当該利用者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、当該利用者家族へ説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし、定期的に見直し、解除へ向けて検討を重ねる。

（身体的拘束等の適正化のための対策）

第１１条　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３ヶ月に１回以上開催し、開催結果について従業者等に周知する。

②身体的拘束等の適正化のための指針の整備

③介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（非常災害対策）

第１２条　防火管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めると共に、事業所内の消防関係設備の保守・点検を委託又は目視等によって管理し、非常災害に備えるため年３回以上（内１回は水防訓練を実施）避難・救出その他必要な訓練を従業者に対して行なう。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第１３条　事業所は、介護従事者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、措置を講じるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

４　利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うのもとする。

（個人情報の保護）

第１５条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情処理）

第１６条　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（協力医療機関）

第１７条　事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

２　事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

３　事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（地域との連携）

第１８条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　介護従事者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を定めるものとする。

①採用時研修 … 採用後３ヶ月

②継続研修　 … 随時

２　従業者及び従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　事業者は、従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者である間及び従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人青森令和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則．この規程は、令和７年　２月　１日より施行する。

【別紙】

	項　目	日　額	月　額 （例：３０日間の場合）
生活基本料	家 賃	１日　１，０００円	３０，０００円
	水道光熱費 （１月～１２月）	１日　　３００円	９，０００円
	冷暖房費 （１月～１２月）	（月額）	４，０００円
	食材料費 （おやつ込）	１日　１，２５０円	３７，５００円
その他費用	理・美容代	実　費	
	オムツ代	実　費	
	医療費	実　費	
	テレビ（私的利用）	月 額	１，０００円
	冷蔵庫（私的利用）	月 額	１，０００円
	電気毛布（私的利用）	月 額	１，０００円
	電気ポット（私的利用）	月 額	５００円

注）「私的利用」とは、利用者が当該居室内で自宅等からの持ち込みにより、使用・利用する場合の料金となります。内訳として、追加光熱費、維持管理のための料金となります。